

「明石市被害者基金条例」の骨子（案）

1 改正の目的及び背景

犯罪被害者等が受けた被害を軽減、回復するため、「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」に基づき、当事者のニーズに応じたきめ細かで総合的な途切れない支援を行っていますが、犯罪被害者等を取り巻く環境はまだまだ厳しく、当事者からはさらなる支援策が必要との切実な声を聴いています。

こうしたことから、本年9月及び11月に意見交換会・検討会を実施し、頂戴した犯罪被害者等の要望や有識者の意見を参考に、市民、各種団体または事業者など幅広い層から寄附を受けられるようにするとともに、被害者が多数に及ぶ事件などにおいて適切な支援を迅速に行うことを目的として、明石市被害者基金を設立するため、条例を制定するものです。

2 条例の内容

(1) 基金の積立額について規定（第2条関係）

市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、用途を限定しない犯罪被害者等支援に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額、一般会計歳入歳出予算をもって定める積立額を基金に積み立てる。

(2) 基金に属する現金の管理保管について規定（第3条関係）

(3) 基金の運用益金の処理について規定（第4条関係）

(4) 基金の繰替運用について規定（第5条関係）

財政上必要があると認められるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(5) 基金の処分について規定（第6条関係）

基金は、設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。